

本件提案に係る審査委員等への接触の禁止について

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選考を図るため、審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する必要がある。

このため、審査委員会の構成員について、本市ホームページにおいて公表する。

なお、本件提案に関し影響を及ぼす恐れのある接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

審査委員

区分	補職名	氏名
委員長	企画部長	奈良田 康 至
委 員	企画部企画総室長	雨 宮 洋 一
	企画部財政経営室長	有 野 仁 志
	総務部契約管財室長	廣 瀬 夏 樹
	まちづくり部まち整備室長	芦 川 和 也